参考資料1-1

障害福祉計画・障害児福祉計画作成に係る国，県，市町の役割について

	国	県	市町
根拠	障害者総合支援法 児童福祉法	第89条 第33条の22	第88条 第33条の20
計画の内容	基本指針 （厚生労働省告示）	基本指針に即して計画を作成 県の基本的な考え方（成果目標・活動指標）を提示	基本指針に即して計画を作成 県の基本的な考え方を受けて市町の計画を作成
計画の内容	【成果目標】設定することが適当 成果目標① 福祉施設入所者の地域生活への移行 成果目標③ 地域生活支援拠点等（システム）の整備 成果目標④ 福祉施設利用者の一般就労への移行 成果目標⑤ 障害児の健やかな育成の支援 成果目標② 精神科病院入院者の地域生活への移行	成果目標を設定 **◎広域的な調整** 各市町の目標値を集計し，必要に応じて広域的な調整を実施 ※成果目標⑤については，県においても「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について設定 **◎実施主体** 実情を踏まえた目標値の設定（長期在院者数，早期退院率等）	成果目標の設定 **◎実施主体** 地域の実情等を踏まえた目標値を設定し，県と意見交換 ※成果目標②については，「精神障害者の地域移行に向けた関係者による協議の場の設置」のみ設定
計画の内容	【活動指標】見込むことが適当 活動指標① サービス等の見込量（障害児入所支援を除く） 活動指標② サービス等の見込量（障害児入所支援，労働，発達障害関係指標）	見込量を設定 **◎広域的な調整** 各市町の見込量を集約し，必要に応じて広域的な調整を実施 **◎実施主体** 過去の実績等を踏まえた見込量を設定	見込量を設定 **◎実施主体** 等を踏まえた見込量を設定し，県と意見交換

①提示　②報告　③調整　②報告　③調整　④報告　④報告